

【参考】「観光都市の平和都市宣言」①

函館市

核兵器廃絶平和都市宣言

わたくしたち函館市民は、美しい自然を誇り、すぐれた市民性をはぐくんできた函館を住みよい都市に発展させるため、市民とまちの理想像を市民憲章に定めています。

わたくしたちは、この理想が、世界平和の達成なくしてはありえないことを認識しています。

わたくしたち函館市民は、核戦争の危機が叫ばれている今日、世界で唯一の被爆国の国民として、また、平和憲法の本質からも、世界の人々とともに、再びこの地球上に被爆の惨禍が繰り返されることのないよう、核兵器の廃絶を強く訴えるものです。

わたくしたち函館市民は、非核三原則の堅持と恒久平和の実現を願い、明るく住みよい幸せな市民生活を守る決意を表明し、ここに核兵器廃絶平和都市の宣言をします。

昭和59年8月6日

函館市

日光市

日光市非核平和都市宣言

平成19年3月22日

議決

私たちは願っている

全世界が平和であることを

すべての人が幸せであることを

私たちは守りたい

豊かな緑と鬼怒・大谷・渡良瀬の清流を

世界に誇る文化遺産を

何よりもひとりひとりの かけがえのない命を

私たちはなくしたい

人々を傷つける暴力を

人々をくるわせてしまう戦争を

すべてを破壊してしまう核兵器を

私たちは知っている

二度と繰り返してはいけない広島・長崎の悲惨な歴史を

世界に広がる非核平和への願いを

私たち日光市民は 今 この想いを世界に訴えるために

「非核平和都市 日光」を宣言する

【参考】「観光都市の平和都市宣言」②

鎌倉市

平和都市宣言

われわれは、日本国憲法を貫く平和精神に基づいて、核兵器の禁止と世界恒久平和の確立のために、全世界の人々と相協力してその実現を期する。多くの歴史的遺跡と文化的遺産を持つ鎌倉市は、ここに永久に平和都市であることを宣言する。

1958年8月10日

鎌倉市

箱根町

宣言文

人が人の生命を大切にし、生きることを尊重し合う事は、人間社会の基本であり、人としての尊厳が保たれる事が平和社会の基礎であります。

しかし、人類の英知は恒久平和を確立するまでには至っておらず、国際緊張が緩和しつつある今もなお、核実験が行われ、人類の生存に脅威を与えていることは、唯一の被爆国として容認しがたく、全世界の等しく憂えるところである。

核の被害を受けた我が国は、核の恐ろしさ、苦しみを世界に訴え、悲しい歴史が再び繰り返されることのないよう努めなければならない。

箱根町の美しい自然と文化を守り、安全で豊かな暮らしを子々孫々に引き継ぐことは、我々の責務と考え、文明社会の壊滅をもたらす全ての核兵器の廃絶を求め、ここに永久に非核平和都市であることを宣言する。

平成7年12月14日制定

【参考】「観光都市の平和都市宣言」③

金沢市

平和都市宣言（昭和60年12月21日議決）

われわれのふるさと金沢は、幸いにして戦火にさらされることなく、平和のうちに固有の伝統文化を築き上げてきた都市である。この貴重な文化遺産を守り、後世に伝えていくことは、われわれ市民に課せられた使命である。

世界の恒久平和と核兵器の全面禁止・廃絶は、人類すべての願いであり、われわれはその実現に向けて不断の努力をしていかなければならない。

わが金沢市は、既に世界の各都市と姉妹友好都市提携を行い、市民交流と友好親善の増進に努めているところであるが、世界平和と人類の限りない繁栄を希求し、金沢市が永遠の平和都市となることを内外に宣言する。

伊勢市

伊勢市非核平和都市宣言

世界の恒久平和は、人類共通の願いです。

私たちは、世界で唯一の核被爆国民として、また、日本国憲法の精神に基づき、核兵器の廃絶と軍備縮小を全世界に訴えるとともに、「持たず、作らず、持ち込ませず」の非核三原則が完全に実施されることを希求し、市民の平和と幸福を願い、ここに「非核平和都市」を宣言します。

平成18年7月11日

伊勢市

奈良市

非核平和都市宣言

世界諸国民の恒久平和の願いをよそに、核軍備の拡張は増強の一途をたどり、世界の平和や人類の生存に深刻な脅威を与えています。今や核兵器の全面禁止は、全人類の死活にかかわる最も重要かつ緊急な国際的課題です。

国際文化観光都市・奈良に住む我々は、この緑豊かな美しい自然や貴重な歴史的文化遺産を守り、次代に引き継ぐためにも、この地球上に再び「ヒロシマ・ナガサキ」の惨禍を繰り返させてはならないことを全世界の人々に強く訴え、ここに非核平和都市を宣言します。

そして他の自治体と協力して非核三原則の堅持並びにあらゆる核兵器の全面禁止と廃絶を求め、恒久平和を願う全世界の人々とともにその実現に努めるものです。

以上、決議します。

1985年12月23日

奈良市議会

【参考】「観光都市の平和都市宣言」④

京都市

平和都市宣言(昭和32年10月18日告示第219号)

京都市は、昭和25年10月22日制定公布された世界恒久平和の理想達成を目的とする京都国際文化観光都市建設法により、爾来平和都市の建設に邁進してきた。

いま、第3回世界連邦アジア会議が、京都市で開催されるにあたり、ここに改めて、平和都市たることを宣言し、全世界の人々と相携えて、その崇高なる理想の実現を期す。

京都市

世界文化自由都市宣言(昭和53年10月15日公告)

都市は、理想を必要とする。その理想が世界の現状の正しい認識と自己の伝統の深い省察の上に立ち、市民がその実現に努力するならば、その都市は世界史に大きな役割を果たすであろう。われわれは、ここにわが京都を世界文化自由都市と宣言する。

世界文化自由都市とは、全世界のひとびとが、人種、宗教、社会体制の相違を超えて、平和のうちに、ここに自由につどい、自由な文化交流を行う都市をいうのである。

京都は、古い文化遺産と美しい自然景観を保持してきた千年の都であるが、今日においては、ただ過去の栄光のみを誇り、孤立して生きるべきではない。広く世界と文化的に交わることによって、優れた文化を創造し続ける永久に新しい文化都市でなければならない。われわれは、京都を世界文化交流の中心にすえるべきである。

もとより、理想の宣言はやさしく、その実行はむずかしい。われわれ市民は、ここに高い理想に向かって進み出ることを静かに決意して、これを誓うものである。

・松江市

地球環境保全と平和都市宣言

平成18年10月5日議決

世界は今、人口の増加、社会経済活動の拡大や高度化が、一方で環境に過大な変化をもたらし、大気汚染、オゾン層の破壊、地球温暖化など人類や生態系を脅かす事態になっている。また、世界規模の武力紛争が起きる可能性は遠のいているものの、地域間紛争や世界に拡散するテロ攻撃、核兵器に対する脅威は国際社会の抱える大きな課題である。

国際文化観光都市・松江市は、ラムサール条約に登録されている宍道湖・中海など自然環境に恵まれ、多くの史跡や文化財を有し、平和と教育文化の向上に貢献してきたところである。

今後も恵み豊かな環境の保全と、持続可能な社会の構築に取り組むとともに、核兵器の廃絶と恒久平和の実現に努力することを決意し、ここに地球環境保全と平和都市の宣言を行う。